国民健康保険料の保険料率が決まりました

周国保年金課(☎82-1179)

国民健康保険料の算定方法と令和3年度の保険料率

1年間の保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援分 + 介護分※1

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割(※2)	8.3%	2.5%	2.0%
均等割(被保険者1人につき)	23,400円	6,900円	6,300円
平等割(1世帯につき)	21,000円	6,300円	4,200円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

- ※ 1 介護分…世帯内の国保加入者の中に 40 歳から 64 歳までの人がいない場合はかかりません。
- ※2 所得割…国保加入者全員の前年の所得金額から基礎控除額を引いた額に表中の料率をかけて算出した額です。

●保険料軽減制度

前年の所得が表中の基準以下の場合、所得に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	世帯主と国保加入者の総所得が43万円+(給与所得者等※3の数-1)×10万円以下
5割軽減	世帯主と国保加入者の総所得が 43 万円+(給与所得者等※3の数-1)×10 万円 +28.5 万円×(被保険者数※4)以下
2割軽減	世帯主と国保加入者の総所得が 43 万円+(給与所得者等※3の数-1)×10 万円 +52 万円×(被保険者数※4)以下

- ※3 給与所得者等…以下の①②のいずれかに該当する人
- ①給与収入が55万円を超える人(給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まない)
- ② 65 歳未満で公的年金等の収入金額が 60 万円を超える人、または 65 歳以上で公的年金等の収入額が 110 万円を超える人。ただし、65歳以上の人には15万円の控除が適用されるため、公的年金等の収入金額が 125 万円を超える場合に給与所得者等と判断する。
- ※4 被保険者数…同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含みます。

■保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響や失業等により収入が減少した人は、保険料の減免等を受 けられる場合があります。要件等詳しくはお問い合わせください。

■□座振替が便利です

保険料の納付は便利な口座振替をご利用ください。口座振替での納付を希望する人は、通帳 と届出印をお持ちのうえ、世帯主名義の預貯金口座のある金融機関で申し込んでください。

■コンビニまたはスマホ決済でも納付できます

◎コンビニ納付

利用できる店舗は、納付書の裏面に記載しています。手数料は無料です。なお、次のような 納付書はコンビニでは使用できません。

- ●金額を訂正したもの ●金額が30万円を超えるもの
- ●納期限を過ぎたもの
- ●破損、汚損等でバーコードが読み取れないもの

◎スマホ決済

通知書に印字されたバーコードをスマートフォンで読み取ることで、自宅等にいながら保険 料を納付できます。対象のスマートフォンアプリは、PayPay、LINE Pay、PayB です。